様式第８号（裏面）

記載要領

１　職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。

２　対象期間については、前年の４月１日から３月末日までとすること。

３　１には、許可番号を記載すること。

４　３には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。

５　活動状況（国内）

(1)　４①の「求人数」及び４③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、１箇年における求人及び就職数について、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。３において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること（以下、(2)から(4)まで及び７において同じ。）。

(2)　４①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその３月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。

(3)　４②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。

(4)　４欄において、「常用」とは、４ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、１ヵ月以上４ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、１ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとすること。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。

６　活動状況（国外）

(1)　５④の「求人数」、⑥欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、１箇年における求人、就職延数を記載すること。

(2)　５④の「有効求人数」、⑤の「有効求職者数」欄には、それぞれその３月末における有効求人数、有効求職数を記載すること。⑤の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。

７　６の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。

また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の３第１項第１号及び第２号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の３第２項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。

８　⑦欄には、氏名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

９　その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第５号の作業に従事する者に対する保険料）に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。

１０　７の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る３月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。